

(別紙1)

令和4年度中学校英語におけるICTを活用した言語活動充実プロジェクト 実施要領

広島県教育委員会

1 趣旨

生徒の英語による言語活動時間の割合を増やし、質の向上を図るため、ICTを効果的に活用した中学校英語授業の在り方についての研究を推進し、その成果を県内の中学校等に発信・普及することを通して、生徒の英語力の向上を図る。

2 事業の内容

原則、県内各市町（広島市を除く。）1校の中学校等をプロジェクト研究校に指定し、ICTを効果的に活用した中学校英語授業の指導方法等の研究を行い、その成果を検証し、普及する。

3 指定の期間

プロジェクト研究校の指定期間は、原則として、令和4年度の1年間とする。

4 実施方法

(1) プロジェクト研究校の研究内容等

プロジェクト研究校は、ICTを効果的に活用し、言語活動の充実及び生徒の英語力向上に向けた指導方法等の研究を行うとともに、指導計画を作成し、その成果を検証し、普及する。

なお、研究の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 各プロジェクト研究校の英語担当教員は、専門性を向上させるため、県が主催する研究協議会（年4回）に参加し、研究成果を交流する。

イ 校区内の小学校等と連携し、小学校外国語科の授業参観等を通して、校種間の円滑な接続を図る。

ウ 研究成果を普及するために、実践事例等を作成するとともに、研究協議会等において実践発表を行う。

(2) 推進及び普及

ア この取組を推進し、成果を普及させるために、県教育委員会は、次のことを行うものとする。

(ア) 各プロジェクト研究校の取組の推進、質の向上を目指した研究協議会の実施

(イ) 各プロジェクト研究校に対し、この取組の実施に必要な指導・助言

(ウ) 効果的な取組について、プロジェクト研究校への情報提供及び県内への発信

イ この取組を推進し、成果を普及させるために、市町教育委員会は、次のことを行うものとする。

(ア) 県教育委員会が行うこの取組の推進及び成果の普及への協力

(イ) 所管するプロジェクト研究校に対する指導計画の作成等への指導・支援

(ウ) この取組によるプロジェクト研究校の研究成果の当該市町内への普及

ウ この取組の成果を普及させるために、プロジェクト研究校は、次のことを行うものとする。

(ア) 実践事例等の作成を通じて研究成果を普及

(イ) 県教育委員会が生徒、教職員及びその他関係者に対してアンケート等を行う際の協力

5 実施計画書等の提出

(1) 市町教育委員会は、実施計画書等を以下のとおり提出するものとする。

ア 現状把握シート：県教育委員会が別に定める期限まで。

イ 別紙1（実施計画書）及び別紙3（プロジェクト研究校目標管理書）：県教育委員会が別に定める期限まで。

ウ 別紙2（実施報告書）及び別紙3：年度末まで。

エ 別紙様式（実践事例）：年度末まで。

(2) 研究の成果については、県教育委員会においてその集録を編集し、インターネット、その他の媒体により公表することができるものとする。

6 その他

本実施要領に定めのない事項については、県教育委員会が別に定める。